

令和6年度滋賀県立高等学校特別事情による出願について

1 滋賀県立高等学校特別事情による出願手続

滋賀県立学校の管理運営等に関する規則（昭和32年滋賀県教育委員会規則第8号。以下「管理運営等規則」という。）では、保護者等が県内に居住するときは、その志願する高等学校に出願することができるかと規定されている。

したがって、原則として、出願日現在において、親権者または未成年後見人の住所（生活の本拠をいう。以下同じ。）が滋賀県内にない場合には、滋賀県教育委員会教育長の特別事情による出願許可を受けなければ出願することができない。

2 特別事情による出願許可が受けられる要件

（1）次の事項のいずれかに該当すること。

- ① 保護者等の住所が令和6年4月30日までに滋賀県内へ変更されることが明確である場合
- ② 隣接府県から志願する者が地形・交通等により、その府県内の高等学校に通学することが非常に困難な場合
- ③ 志願者が県内に勤務地を有し、または有する見込みであり、かつ、定時制または通信制の課程への入学を志願する場合
- ④ その他、滋賀県教育委員会がやむを得ない事情があると認める場合

（2）越境入学の意図がないこと。

（3）他の公立高等学校と併願していないこと。

なお、特別事情による出願許可の事例と必要書類については別表を参照すること。

3 入学の不許可または取消

管理運営等規則に反し、虚偽の申請によって許可を得て高等学校に出願し、または入学したことが判明した場合は、当該高等学校長は、その者の入学を許可せず、または入学の許可を取り消すことができる。

4 出願変更の場合の特別事情による出願

出願変更をすることにより、許可書の書き替えを必要とする場合は、速やかに手続きをすること。

5 申請書記載上の注意

- （1）使用する文字は楷書、数字は算用数字とし、黒色のボールペン等（消せるボールペンは不可）を用いて記入すること。
- （2）保護者等および志願者の住所は、住民票記載事項証明書に記載されているとおり記入すること。
- （3）保護者等および志願者の氏名は、住民票記載事項証明書に記載されている氏名をそれぞれ署名すること。
- （4）外国人の場合は、住民票記載事項証明書または在留カードに記載されているとおり氏名を署名し、居住地を記入すること。
- （5）志願の理由については、具体的に記入すること。

6 事前相談

(1) 場所

滋賀県教育委員会事務局高校教育課（大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4571）

(2) 期間

令和5年11月6日(月)から令和5年12月8日(金)まで（ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）

7 来庁受付

(1) 場所

滋賀県教育委員会事務局高校教育課（大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4571）

(2) 期間（土曜日、日曜日および祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）

		出願の場合	出願変更の場合	二次出願の場合
全 日 制 お よ び 定 時 制	推薦・特色選抜 スポーツ・文化 芸術推薦選抜	令和6年1月18日(木) ～令和6年1月30日(火)		
	一般選抜	令和6年1月18日(木) ～令和6年2月20日(火)	令和6年2月22日(木) ～令和6年2月27日(火) 正午	令和6年3月13日(水) ～令和6年3月15日(金) 正午
定時制の転入学 および編入学		令和6年2月21日(水) ～令和6年3月8日(金)		令和6年3月18日(月) ～令和6年3月19日(火) 正午
通信制		令和6年2月21日(水) ～令和6年3月13日(水) 正午		令和6年3月14日(木) ～令和6年3月22日(金) 正午

※出願変更および二次出願の場合の受付最終日は、正午までの受付とします。

※感染症拡大の状況によっては、郵送による申請を認めることがあります。その場合、別途ホームページにてお知らせします。

(3) 方法

別表の必要書類を上記(1)の場所に持参し、提出すること。内容を審査し、適正と認められた場合は、滋賀県立高等学校特別出願許可書（様式12号）を交付する。

8 その他

(1) 申請用紙は、事前相談時に交付する。

(2) 出願日現在において、保護者等の住所が滋賀県内にあり、滋賀県外の公立高等学校に入学志願をする者は、事前に当該学校を設置する教育委員会に相談すること。

別 表

特別事情による出願許可の事例	必 要 書 類
1 保護者等の勤務の都合、住宅の新築・購入等により、令和6年4月30日までに滋賀県内へ保護者等と志願者が転居する場合	1 申請書（様式11号） 2 副申書（様式13号） 3 保護者等・志願者の住民票記載事項証明書（様式10号） または外国での居住証明書 4 転居事由を証明できる書類（勤務先の社宅への入居証明書(写)、家屋売買契約書(写)等） 5 誓約書
2 隣接府県から志願する者が地形、交通等により、その府県内の高等学校に通学することが非常に困難な場合	1 申請書（様式11号） 2 副申書（様式13号） 3 保護者等・志願者の住民票記載事項証明書（様式10号） 4 居住地よりその府県内の高等学校へ通学することが困難な事情を証する中学校長の証明書（地形・交通・通学時間を比較検討した書面）
3 志願者が県内に勤務地を有し、または有する見込みであり、かつ、定時制または通信制の課程への入学を志願する場合	1 申請書（様式11号） 2 副申書（様式13号） 3 保護者等・志願者の住民票記載事項証明書（様式10号） 4 雇用（予定）証明書（様式14号）
4 その他、滋賀県教育委員会がやむを得ない事情があると認める場合	
(1) 隣接府県に設置していない県内の高等学校の学科および科を他府県から出願しようとする場合 ただし、普通科への併願は認めない。	1 申請書（様式11号） 2 副申書（様式13号） 3 保護者等・志願者の住民票記載事項証明書（様式10号） 4 出願する学科・科が当該府県に設置されていないことを証する書類
(2) 保護者等と志願者が海外に居住しており、志願者のみが帰国して出願する場合	1 申請書（様式11号） 2 副申書（様式13号） 3 保護者等・志願者の外国での居住証明書 4 保護者等からの身元引受依頼書 5 身元引受人の身元引受承諾書 6 身元引受人の住民票の写し
(3) 全国募集枠によって他都道府県から出願しようとする場合	1 申請書（様式11号） 2 副申書（様式13号） 3 保護者等・志願者の住民票記載事項証明書（様式10号） 4 保護者等からの身元引受依頼書 5 身元引受人の身元引受承諾書
(4) 上記の他、滋賀県教育委員会がやむを得ない事情があると認める場合	1 申請書（様式11号） 2 副申書（様式13号） 3 保護者等・志願者の住民票記載事項証明書（様式10号） 4 滋賀県教育委員会が指示する書類